

# 東大阪市児童相談所 整備基本構想

東大阪市  
令和5年3月

# 目次

1. はじめに.....	- 1 -
2. 児童相談所設置の経緯.....	- 2 -
(1) 検討の背景 ～児童相談所をめぐる情勢～ .....	- 2 -
(2) 本市にとっての児童相談所の必要性 .....	- 2 -
① 本市における児童虐待の状況と課題 .....	- 2 -
② 児童虐待への対応の現状.....	- 2 -
③ 児童虐待の解決の方向性として .....	- 3 -
3. 基本理念.....	- 4 -
(1) 基本理念(目標) .....	- 4 -
(2) 目標を実現するための取組の方向性 .....	- 5 -
4. 児童相談所のあり方と機能展開 .....	- 6 -
(1) 基本的な考え方.....	- 6 -
(2) 機能の構成.....	- 6 -
5. 組織・人員配置.....	- 14 -
(1) 組織 .....	- 14 -
① 組織構成の考え方.....	- 14 -
② 組織部門.....	- 15 -
(2) 職員配置 .....	- 16 -
① 基本的な考え方 .....	- 16 -
② 児童相談所の人員体制 .....	- 17 -
③ 一時保護所の人員体制 .....	- 18 -
6. 施設整備.....	- 19 -
(1) 施設整備のコンセプト.....	- 19 -
(2) 施設規模 .....	- 20 -
(3) 設置場所 .....	- 23 -
① 敷地概要.....	- 23 -
② 既存建物の概要.....	- 23 -
(4) 事業手法 .....	- 24 -
(5) スケジュール.....	- 24 -

## 1. はじめに

本市においては、児童相談所の設置をめざすこととし、令和 4 年 2 月、その方針を決定しました。令和 4 年 3 月には市政運営方針においてこのことを表明したところです。

児童相談所設置の方針決定の経緯については「2. 児童相談所設置の経緯」に記しますが、その趣旨は、本市において多数の児童虐待が発生し、増加を続けている状況をふまえ、児童虐待のないまちづくりをめざしていくことが本市にとって喫緊の課題となっているとの認識を出発点に、児童相談所の設置を通じて本市の子どもに関する施策を最適なものに転換していくことにあります。

つまり、児童相談所の設置により、子どもと家庭に関する相談支援の体制を抜本的に強化し、これまでの子ども・子育ての施策とあわせ、一般的な子育て相談から、児童虐待に関する軽度から重度の相談まで、児童福祉、子ども・子育てにかかるあらゆる業務を、市民にとって最も身近な市で担うことが可能になることから、これを生かして、本市の子どもたちの置かれている状況や課題を包括的に把握し、虐待の予防に資する施策をはじめとした子どもに関わる本市の施策に反映させ、本市の実情に応じた最適な展開につないでいくことをめざすものです。

言い換えると、本市における子どもたちのニーズと様々な社会資源をつなぐ、「子どものためのハブ拠点」となる児童相談所を核に、一人一人の子どもを守り、支える仕事と、そこから見える地域の課題に応じた子育て支援策などの子どもに関わる施策の改善、拡充から新たな構築、展開までを一体的に進め、児童虐待のないまちづくり、子どもたちの権利を尊重し、子どもたちが安心して成長できるまちづくりを子ども、家庭、地域の皆さんとともにめざしていくものです。

以上のような児童相談所設置の目的を踏まえ、児童相談所の機能を最大限生かした新たな子ども施策の展開へと進めていくために、令和 4 年度には、今後の児童福祉行政のあり方を検討し基本的な方向性を定めるとともに、それを実現するための児童相談所の姿についての考え方とあわせて「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」(以下「基本方針・設置計画」という。)を策定いたしました。

「基本方針・設置計画」に基づき、本市では、これまでの子どもと家庭に関する支援の経験や実績を生かし、様々な課題を抱える子どもや家庭をサポートするため、児童相談所の設置と併せて、子ども家庭総合支援拠点をはじめ、安心して子どもを育てることを支える複数の機能を持つ複合施設(以下「複合施設」という。)を整備することとしました。

本構想は、当該施設の基本理念や施設整備のコンセプトを示したものです。今後は、本構想を基に基本計画の策定に取り組んでいきます。

## 2. 児童相談所設置の経緯

### (1) 検討の背景 ～児童相談所をめぐる情勢～

全国での児童虐待の増加と重大事案の発生を背景に、国による中核市における児童相談所の設置促進方針が示されており、一時は法による設置義務化の議論が起こっていたこと、本市も児童相談所を設置すべきではないかとの意見があったことなどから、児童相談所の設置についての検討を行う必要があると考え、平成 31 年度より子どもすこやか部内において検討を行ってきました。

検討については、主に、必要となる職員体制等の児童相談所設置に関する基本的な事項についての情報収集と、児童相談所設置の必要性の2点について行いました。

### (2) 本市にとっての児童相談所の必要性

#### ① 本市における児童虐待の状況と課題

本市においても全国の傾向と同様、児童虐待相談件数は増加し続けており、その児童人口当たりの件数は全国平均より高い水準にあります。(表1参照)

この現状を解決し、本市の子どもたちを虐待から守るために、虐待が起こってしまった個々の子どもと家庭をサポートすることはもちろんですが、それにとどまらず、未然に虐待を防ぐため、虐待の背景にある要因に対応した虐待予防の取組に本腰を入れていかなければならないときが来ていると考えています。

このことは、児童相談所設置に関する検討の中で、また、子ども家庭総合支援拠点である子ども見守り相談センターを開設して約 2 年間、子どもを守り家庭を支える業務に取り組んだ中で確認し、痛感している課題であります。

#### ② 児童虐待への対応の現状

児童虐待に対する対応については、現在、虐待の程度が重度の場合は大阪府(子ども家庭センター＝児童相談所)が、中度及び軽度の場合は市(子ども見守り相談センター)が担当し、連携して支援にあたっていますが、虐待の程度は変化するものであり、そのたびに担当を(府から市へ、市から府へ)変更することになります。お互いに協力して適切な支援が行われるよう努めていますが、どうしても支援の連続性には課題が生じ、切れ目ができるとリスクの高まりにつながってしまいます。

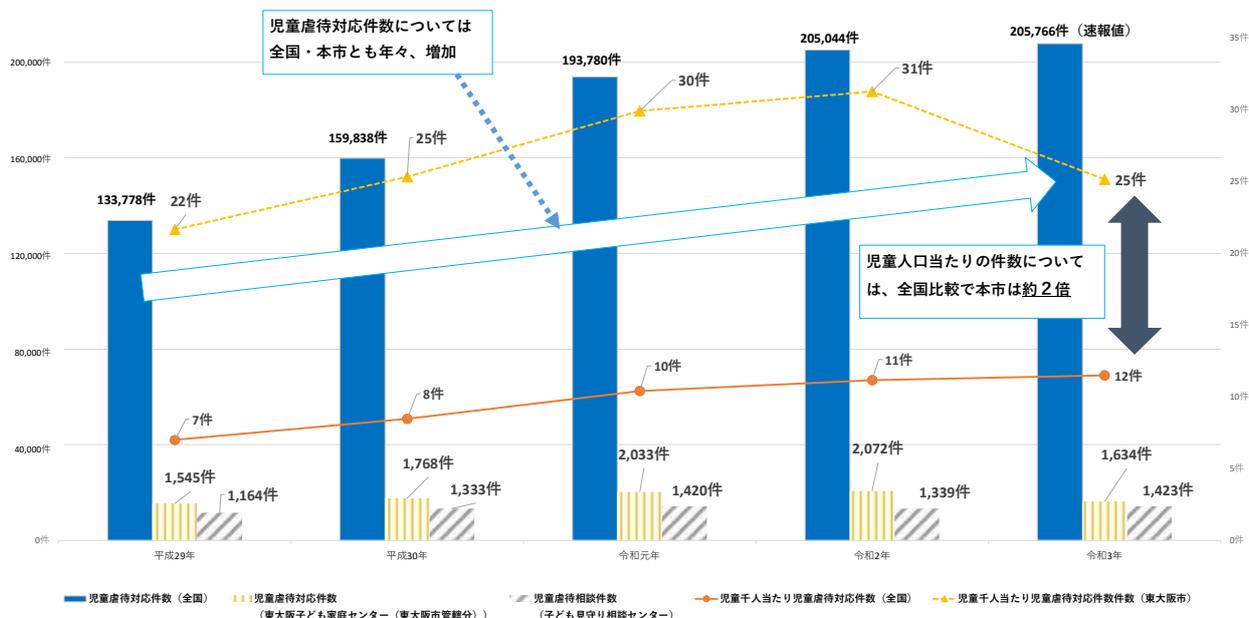
また、現在児童相談所を設置運営している都道府県(大阪府)は、重度の虐待等の状況におかれた子どもと家庭への個々の相談支援等を担い、子どもの保護を含めた専門的な対応によって子どもを守る役割を担って

いますが、その状況を踏まえた子育て施策等の虐待予防策を企画・実施することは、本来的に基礎自治体である市の仕事であり、そこに役割の分離が生じています。

### ③ 児童虐待の解決の方向性として

子どもたちを虐待から守り、子どもが夢をもって安心して成長できるまちとしていくために、現在は市では担当していない重度の虐待に関する相談支援を含めたすべての子どもに関する相談支援を市で担い、そこから見える子どもたちの状況と課題を、虐待の予防に資する子育て支援策等の子どもに関わる施策に反映させる一体的な取組が不可欠であり、これは中核市であり基礎自治体である市にしかできない仕事であることから、児童相談所を設置することによって、子どもに関わる本市の施策を抜本的に強化する方向を目指すべきと考えるに至ったものであります。

【表 1「児童虐待対応件数の推移(全国・東大阪市)」】



#### 【参照データ】

- ・児童人口:総務省統計局「人口推計」(各年 10 月 1 日現在)
- ・児童虐待対応件数(全国):厚生労働省公表データ
- ・児童虐待対応件数(東大阪市子ども家庭センター(東大阪市管轄分)):大阪府より

## 3. 基本理念

### (1) 基本理念(目標)

児童相談所をつくることを通じてめざすこと(基本理念)は以下のとおり。

- **子どもたちが安心して夢や希望をもって成長できるまち**

東大阪市のすべての子どもたちの権利を尊重し、どのような事情や状況にある子どもであってもその権利を実現するまちをめざす

- **みんなで子どもたちを育むまち**

子どもも、さらにそのまわりのみんなも幸せなまちをめざす

- **児童虐待のないまち**

当事者である子どもや家庭の事情や気持ちに向き合い、東大阪市の現実に即した虐待予防の施策を展開し、地域とともに児童虐待のないまちをめざす

## (2) 目標を実現するための取組の方向性

【全体像】:次の3つを一体的に実施し、基本理念の実現に向かうサイクルを基本的な仕組みとして動かします。

1. 子どもと家庭に関するすべての相談と支援に確実に対応すること
2. 相談支援を通じて、児童虐待をはじめとした困難な状況に置かれている子どもと家庭の現状とその背景や課題をていねいに把握すること
3. 把握した子どもと家庭に関する課題に応じた虐待の予防策、子どもに関する施策を講じること。(相談から見える課題を施策にフィードバックし、実情に沿った的確な施策展開につなぐ好循環の仕組みをつくること。)

【方向性】:新たに設置する児童相談所と、子ども家庭総合支援拠点等の市が現在持っている相談支援機能、さらに子育て支援策を含む関連施策それぞれの充実を図りながら一体的に動かすことにより、地域における身近な子育て支援から、虐待予防、子どもと家庭の状況に応じた在宅支援、子どもの保護、回復へのケア、自立支援までを含むすべての場面にわたって、相互に重なり合う連続的で切れ目のないていねいな支援を実現します。このことを通して、誰一人取りこぼさず、すべての子どもたちの権利を尊重、実現し、子どもたちが安心して夢や希望を持って成長できるまち、児童虐待のないまちをめざします。

## 4. 児童相談所のあり方と機能展開

### (1) 基本的な考え方

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)及び児童相談所運営指針(平成 2 年 3 月 5 日児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知)に基づく児童相談所の業務の遂行のために必要な機能を踏まえるとともに、基本方針に定めた取組みを推進するため、中核市(基礎自治体)の児童相談所であることと本市におけるこれまでの子どもと家庭に関する支援の経験・実績を最大限生かし、本市の課題に対応できる独自の機能構成とする。

### (2) 機能の構成

① 児童相談所機能の確実な遂行と子ども家庭総合支援拠点等の基礎自治体機能との一体的な展開、様々な子どもと家庭に関わる社会資源とのネットワークによる子どもを支えるハブ拠点機能をめざす

①-1 児童相談所と子ども家庭総合支援拠点が一体となって強める機能

ア 子どもに関わるワンストップ相談窓口機能

子どもに関するあらゆる相談を受け止め、必要な情報や支援に確実につなぐ機能

子ども本人がアクセスしやすく相談しやすい相談窓口機能の実現と浸透

①-2 児童相談所部門を中心に子ども家庭総合支援拠点と分担・連携して確実に果たす機能

イ 迅速・確実な児童虐待対応

※ 施設内虐待への対応機能を含む(特に虐待被害にあった子どものサポートの機能)

ウ 虐待等の困難を抱える子どもの回復・自立支援機能

※ 教育委員会・学校との協力体制、医療機関等との連携をもって実施

エ 家族再統合のための支援機能

※ 個別・集団の方法による再統合プログラムの実施等

オ 医療との連携や医学的観点に基づく子どもと家庭へのサポート

※ 医師・保健師の配置や連携を担当する専門職員の配置などにより、医療機関等の社会資源との連携体制を確保し、医療面でのサポートを必要とする子どもと家庭に対するていねいな支援を実現するとともに、医学的観点からのアセスメントや支援方針の確立を行う機能

①—3 子ども家庭総合支援拠点部門を中心に児童相談所部門と連携しながら充実を図る機能

カ 支援が必要な子どもと家庭の早期発見と在宅での継続的な支援による虐待の発生、再発、重症化の予防

このために地域の幅広い関係機関や団体等とのしっかりしたネットワークの構築と活用を進め、子どもと家庭に寄り添ったていねいで継続的な支援を実施

キ 要保護児童対策調整機関機能

児童虐待防止・支援を必要とする子どもの支援のためのネットワークの運営

ク 障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもと家庭の支援機能

個別の相談支援、本市療育システムによる子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない支援、療育教室等の子どもと親の支援の場の提供

医療機関や東大阪市立障害児者支援センター(レピラ)との連携を含め、本市の障害児相談支援体制において求められる役割を担うこと。

ケ 子どもの居場所機能(子どもカフェ機能)

ヤングケアラー、貧困に起因する課題を抱える子どもなど孤立しがちであったり生きづらさを感じている子どもが、安心して過ごせる居場所を提供・運営

※「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うような家族のケアなどを日常的に行っていることにより、子ども自身の権利が守られていない子どものこと。(東大阪市「ヤングケアラー」支援連絡会議より)

①—4 「こども家庭センター」機能(母子保健による相談支援との一体的実施)

コ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点とが一体的に行う相談支援の機能

①—5 各部門が連携して実施する新たな機能

サ 児童虐待の未然防止のための地域づくりの機能

市民、関係機関・団体等への啓発、新たな子育てサービスの開発・調整

シ 子どもと家庭のニーズに応じ市関係部署等による相談支援がその場で実施できる工夫

子どもに関連する様々な相談ごとに対する出張相談等の積極的な実施

相談支援において常時スムーズな協力を得ることができるような工夫

子どもと家庭の事情に応じ、スムーズに相談ができる配慮(外国にルーツのある子どもと家庭への相談支援の際の通訳等コミュニケーションの支援にかかる措置など)

ス 様々な社会資源との連携・分担・接続による支援

子どもを支えるハブ拠点となるためのしかけ、仕組みをおく(⑤参照)

## ② 社会的養護による子どもの支援のマネジメント機能の的確な遂行

様々な事情により、家庭における養育が難しい子どもの生活と成長の場を保障し、個々の状況や事情に応じ、自立と共生の関係を築いていくことに向けてのていねいなサポートを行う必要があり、そのための対象の子どもとの密なかかわり、措置(委託)先の施設や里親との連携による支援の遂行と社会的養護における子どもの権利を尊重、保障する具体的な取組みを進めていく。

今後、次のような課題への対応の方向性を検討のうえ、別途、社会的養護を含む本市の社会的養育への取組み方針を定めた社会的養育の推進に関する計画を策定し、同計画に基づき業務を実施する。

### 【課題】

○ 児童福祉施設入所時、入所中の支援・環境調整、自立と共生の関係を築く支援のあり方とこのための児童福祉施設との緊密な連携

※ 市内の児童養護施設、障害児入所施設などの実情把握や課題ヒアリングなどを踏まえた検討

○ 里親委託中の子どもと里親、実子も含めた里親家庭の支援、環境調整、子どもの自立と共生の関係を築く支援のあり方

○ 里親の実子に視点を置いた里親家庭への支援のあり方

○ 子どもと家族の状態に応じた家族再統合の支援

○ 里親育成・確保の取組みと未委託の里親を含めた里親支援のあり方

※ 里親支援機関の現状の把握、里親会や里親支援専門員からの課題ヒアリング等を踏まえた検討

- 社会的養護により生活している子どもたちの意見の聴取をはじめ、その権利の実現のためのしかけや取り組みの推進
- 施設退所後、里親委託解除後の子どもの生活を支え、孤立させることなく、自立と共生の関係づくりをフォローする継続支援のあり方

③ 児童虐待防止・子どもの権利を尊重、実現するためのシステム推進機能

「(仮称)子どもの権利センター・(仮称)児童虐待防止センター機能」の実現をめざす。

○ 現状分析・研究と施策化のシステムの事務局機能

基本方針5(1)をふまえ、取り組みを確実に推進するためのしかけとして事務局機能を担当する部門を置き、他の部門のスタッフとの連携により継続的な取り組みを可能にする体制をとる。

具体的な体制として、(仮称)児童虐待防止センター機能をおき、研究・研修や、施策提案に取り組むことなどを検討する。相談支援を担当する職員と協働して要保護児童等の現状・課題分析をはじめとした本市の子どもに関する課題の整理や環境の評価、実施している施策の検証などを継続的に行い、それに基づく新たな子ども・子育て支援策や虐待予防策等の施策の提案等につなぐもの。

○ 子どもの権利の尊重と実現をめざす取り組み推進の事務局機能

広く本市の子どもたちの権利の尊重と実現のために、(仮称)子どもの権利センター機能をおき、子どもの権利尊重に関する業務を担当し、必要な方策を検討し具体的取り組みを進める。

子どものためのオンブズパーソン機能や権利救済機関を設置する事例が増えている。こうした取り組みの研究を行い、本市における展開を検討することや、本市の子どもたちの権利状況の点検のため第三者機関等による定期的な評価を実施すること、子ども自身が子どもに関する施策などについての意見を交換する子ども会議の設置などを施策に位置付けた子どもの権利条例等を研究・検討していく。なお、児童相談所は子どもの権利を尊重し、実現することを目的とした機関であるが、その目的遂行のためとはいえ子どもの安全を確保する一時保護などの緊急の対応の際には一定の法的権限等をもって子どもの権利を制限するという側面も持つ。そうした性格を持つ児童相談所設置に伴って、子どもが直面する様々な場面における権利侵害についての救済機能を実現することで、全体として子どもの権利を尊重・実現する仕組みを働かせることができる。

研究・検討にあたっては、この点をふまえ、オンブズパーソン機能や権利救済機関、評価を行う第三者機関などを設置する際には、児童相談所とは異なる部署がその事務局を担当するなど中立性を担保することに留意する必要がある。

#### ④ 関連機能の併設によるワンストップ機能の実現と効果的な子ども家庭支援の展開

##### ○ 子育て支援機能

子育て支援センター、子育てサポーター拠点などの子育て支援の機能を置く。子育て中の親子が気軽に遊びに立ち寄ることができる遊び場などの親子に近い場所で、日常の相談から個別のニーズを把握し支援につなぐという子育て支援の機能を併設することにより、施設全体を訪れやすいしつらえとするとともに、児童相談所や子ども家庭総合支援拠点の相談部門と連携を密にし、相談窓口を自然に知ってもらい、すぐそばにある強みを発揮して、相談窓口の利用への敷居を低くする効果も期待する。また、しんどさを抱えて相談部門に来られた親子などが帰りに立ち寄って利用することで、ほっと一息つく時間を持つことにつながるなど相乗効果の発揮をめざす。

子育て中の親子の交流や遊び場の設置・運営にあたっては、広く様々な親子に利用してもらえるような魅力を備えたものとするとともに、相談支援が必要な親子を自然に支援へつなぐことに視点をおき、発達がゆっくりな子どもやほかの人と接することが苦手な子ども、音や色に過敏で大勢の中では疲れてしまう特性を持った子どもなど、ほかの遊び場が利用しにくい子どもたちが安心して遊べる環境の提供とつなぎ役となるスタッフの配置など、十分な配慮を行う。

##### ○ 多世代、多様な活動主体が多目的に利用できる広場・交流機能

基本理念に掲げる「みんなで子どもを育むまち」の実現に向けた取組みの一環として、多目的スペース等を確保し、子育て世代だけでなく、子どもたちとあらゆる世代が交流できるような事業の実施や子どもに関心のある市民が学んだり過ごしたりできる場所とする。

また、下記⑤に記載するような子どもに関するネットワーク機能の実現のための情報発信やイベント等の実施の場所としても活用する。

##### ○ 教育センター相談部門分室

ワンストップ機能の実現に向けて、児童相談所や支援拠点等の相談部門と、相互に必要な相談支援につなぎ、連携して子どもをサポートできるよう、教育センターの相談部門の一部を同一施設内に併設する。

○ 配偶者暴力(DV)相談支援センター機能

DV被害者の約半数は、18歳未満の子どもを有していることから、児童虐待の問題がある場合も含め、貧困、住まい、就労など様々な課題を抱えている。子どもの権利を尊重しながら、関係機関等と情報共有、連携をすすめ、自立を促進する支援を行うことができる、DV被害者(保護者)に寄り添った相談機能の実現をめざす必要があり、配偶者暴力(DV)相談支援センター機能を併設することとし、その形態やあり方について検討していく。

⑤ 子どものためのハブ拠点機能を発揮するための関係機関・団体との連携、ネットワークによる子ども支援

○ 子どもと家庭に対する相談支援によって把握した課題やニーズに応じたサービスや社会資源への円滑な接続のためのネットワークづくり

支援を必要としている子どもと家庭に対し、様々な子どもと家庭に関わる社会資源とのネットワークによって子どもを支える、子どものためのハブ拠点となることをめざし、ハブ拠点機能を発揮する。そのため関係機関・団体との連携、ネットワークの構築を進める。

また、現時点では特別な支援を必要としていなくても、子育てに関する情報やゆるやかな交流、居場所を求めている子どもと家庭を最適な場所につなぐことができるような様々な社会資源についての情報を集約し、相互のつながりを増やし、発信する。またネットワークを活用し、社会資源の開発に取り組む。

○ ハブ拠点機能の発揮の具体化として、児童相談所・子ども家庭総合支援拠点のなかにスペースを確保し、次のような取組みを行う方向で検討する。

- ・関係機関・団体等の出張相談やイベント実施の場としての機能提供
- ・関係機関・団体の協力による子ども支援・子育て支援活動などの実施

⑥ 子どもの権利、安心と自立を支える一時保護所

児童虐待などにより、家庭では生命、心身の安全が保たれないなどの危機にある子どもを保護し、安心して生活できる場所を提供するとともに、生活しながら子どもの心身の状態や置かれてきた状況を把握し、回復へのケアを行う。

また、一貫して子どもの権利を尊重し実現する視点をもって、常に子どもに十分な説明を行い、子どもの意見を聴き、子どもとともに考えながら子どもが今後自立と共生の関係を築くことを支援する。そのため

に一時保護所のあり方については、次のような考え方をベースとし、今後具体化のための研究・検討を進める。

○ 定員規模 40名(予定)

一時保護を必要とする子どもを迅速・確実に保護できるよう、十分な定員規模を確保することが最優先課題であるため、本市の子どもを対象とした現在の1日当たりの一時保護人数をもとに、おおむね2倍の定員規模を確保する。

○ 対象者

乳児を除く2歳から18歳までの子どもを対象とする。

○ 立地

常に児童相談所の児童福祉司や児童心理司と緊密に連携しながら一時保護中の子どもを支援するため、必要の都度児童相談所と一時保護所との間を頻繁に行き来できるよう両者を同一敷地内に設置することが望ましいが、少なくとも近接した位置に設置する。

○ 居室

個室を基本とする。

○ 施設内の環境

安全でプライバシーが守られるつくりとするとともに、十分な広さを確保し、子どもたちが安心して快適に生活できる空間とする。また、子どもの年齢や成長段階に応じた遊びや学習などの活動が十分できるように、学習室や運動スペースなどそれぞれに必要なスペースを十分確保する。

○ ケアの形態

小グループケアの実施をめざし、居室や共有スペースはそれができる構成とする。

○ 学習などの子どもの権利の保障

年齢や一人一人の状況に応じた学習の保障のため学習支援を行うスタッフを確保するほか、子どもの事情を踏まえたうえで学校(原籍校)への通学についても積極的に検討し、実現をめざす。

○ 子どもの権利を尊重するための取組み

職員による子どもの権利を尊重する視点でのケアの徹底はもちろんのこと、子どもが意見を言いやすいような取組みの工夫を行う。具体的には、弁護士などの第三者によるアドボケイトを子どもにとってわかりやすく、利用しやすい方法で実施することに向けた検討を進める。また、子どもとともにその意見を聴きながら一時保護所での生活のルールづくりをするなど、子ども主体の施設づくりと子どものエンパワメントをめざす方策も検討していく。

※「アドボケイト」とは、権利表明が困難な子ども、寝たきりの高齢者、障害者など、本来個々人がもつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援する代弁・擁護者のこと。

(公益財団法人 日本女性学習財団のウェブサイトより <https://www.jawe2011.jp/outline/index.html>)

○ 質の高いケア・運営をめざすための取組み

第三者評価の受審などに積極的に取り組む。

○ 一時保護解除後の支援に向けた配慮

一時保護された子どもが、その解除後も一時保護所でのケアを踏まえ、連続性のある支援を得ながら生活していけるように、退所後の支援を担う支援者が退所前から子どもと交流して関係づくりを行うなど、安心して次の生活の場所に移行できるような配慮の方法を検討する。

○ 職員体制

法令に基づき必要な職員を配置することが基本となるが、24時間365日運営する施設であることから、交代勤務等の具体的なあり方については職員の負担が過重にならないような余裕を持ったものとし、子どもたちに十分なケアが提供できる体制を確保する。夜間にも緊急の保護が必要になることも多いことから、夜間についてもそれに対応できる体制を確保する

○ その他

一時保護中の子どもたちの生活に支障が生じないよう十分配慮の上、ショートステイの受け入れができる専用室の併設をめざして慎重に検討を進める。

なお、一時保護所の設備・運営基準については、これまでは児童養護施設の基準を準用するとされていたが、令和6年度施行の児童福祉法改正に合わせ、新たに一時保護所にかかる設備・運営基準が制定されることとなっており、今後の検討においては、同基準を踏まえて進めていく必要がある。

## 5. 組織・人員配置

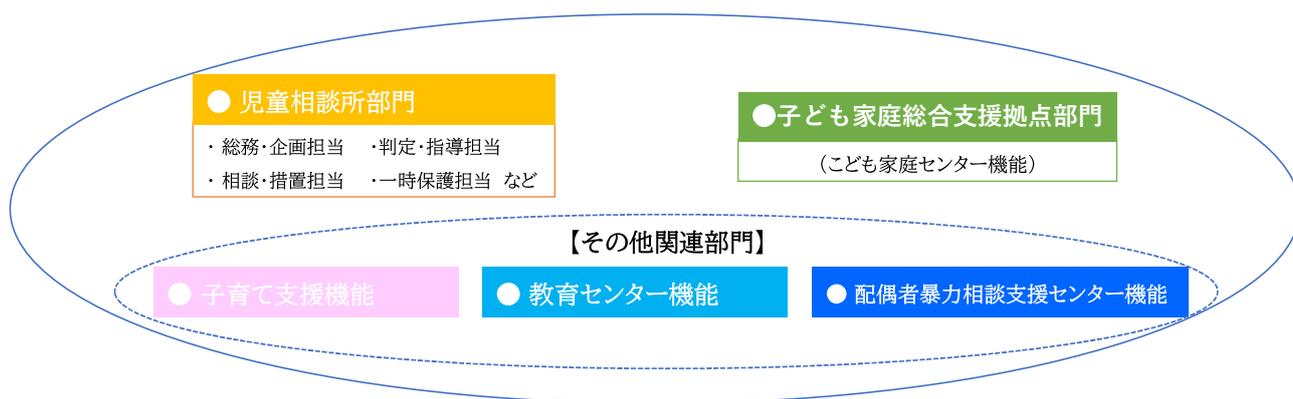
### (1) 組織

#### ① 組織構成の考え方

- ・児童相談所運営指針に例示された組織構成を参考に、市機能(子ども家庭総合支援拠点等)との一体的運営を考慮した効果的な組織構成とします。
- ・個々の子どもと家庭に対する相談支援を最優先しつつ、相談支援からわかる課題を十分反映した事業展開が可能となる組織上の工夫(相談部門と企画調整部門の役割分担と十分な連携)  
  
具体的な方法:企画調整部門に「子どもの権利センター・児童虐待防止センター機能」を位置づけ、相談員が参加しての検証・研究・施策提案等を担うなど
- ・市民や関係機関・団体から見てわかりやすい組織構成
- ・所長を責任者として常に組織的対応をもって課題にあたるマネジメント体制  
  
(リスクマネジメント含む)
- ・職員個人に負担が集中しないような配慮

## ② 組織部門

児童相談所の組織体制は検討中であり、求められる業務遂行に最も適した組織構成の確立をめざし今後調整を進めていくが、現時点で想定される組織体制例を下図に示します。児童相談所部門と子ども家庭総合支援拠点部門(現「子ども見守り相談センター」)(「こども家庭センター」を設置する場合は「こども家庭センター機能」)は、一体的な運営を実現するため、合わせて一つの組織とする。(その内部構成は今後検討)、その他関連部門として、子育て支援関係部門、教育センター相談部門分室や配偶者暴力相談支援窓口など関連性の高い機能をおき、相互に連携可能な体制を構築します。



※ 上記図は、こども家庭センターを設置する場合は、その何らかの機能を子ども家庭総合支援拠点部門に併せて置くということを想定してのイメージ図(以下 P20 の図においても同じ)。

## (2) 職員配置

### ① 基本的な考え方

5. (1)②に記載の組織機能を複合化することで相談体制を強化するとともに、各相談機能の執務室等の共有化などにより、情報共有を強化し、ワンストップで相談しやすい組織体制を構築します。複合施設の全体の職員数は、おおよそ最大で300人配置されることを想定します。

No.	区 分	職員数
1	児童相談所部門(一時保護所除く。)	100人
2	一時保護担当	56人
3	子ども家庭総合支援拠点部門	38人
4	その他併設機能に係る部門(調整中の機能を含む) + 各部門における非正規職員等	100人程度
	合 計	最大300人程度

## ② 児童相談所の人員体制

児童相談所運営指針に基づき、児童相談所の業務遂行のため、その規模に応じて職員を配置します。(以下の表は現時点(令和元年度実績)で試算した法令上の基準に基づく職員数。開設時の配置人数については、児童相談所の開設目標とする前々年度(令和8年度)の実績に基づき算定したうえ、実際の配置数を市として決定することとなります。

No.	区 分	基準数	備 考
1	管理職(所長・部門長)	5人	所長1人+各部門長4人
2	児童福祉司	57人	うち10人はスーパーバイザー
3	児童心理司	28人	うち最低1人はスーパーバイザー
4	医師	1人	
5	保健師	1人	
6	弁護士	1人	
7	事務職	7人	
合 計		100人	

※ 上記職員のうち医師、弁護士を除いては原則、正規職員での配置想定。これに会計年度任用職員等の非正規職員を配置し、余裕のある勤務体制を構築する。(医師、弁護士の配置のあり方は別途検討予定)

### ③ 一時保護所の人員体制

#### ア 定員

本市児童に係るこれまでの一時保護件数実績を踏まえ、本市における現在の一日あたりの平均保護人数を 20 人と想定しました。そのうえで、今後の一時保護件数の増加も見込み、2 倍の 40 人に設定します。

#### イ 体制

一時保護所の体制については、児童福祉法及び同法施行規則に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 42 条の基準を準用するとともに、定員 40 名に対して夜間も対応が可能な体制の確保を行います。なお、令和 4 年 6 月公布の児童福祉法改正により、一時保護所の設備運営基準が内閣府令として定められることとなったため、新たな設備運営基準の内容によっては職員の配置を大きく見直す必要が生じることとなることを前提とします。

職種	職員数	備考
所長	1 人	事務職でも可。
児童指導員・保育士	44 人	個別対応職員を含む。
心理療法担当職員	3 人	
栄養士	1 人	
医師	1 人	嘱託医
看護師	2 人	
学習指導協力員	4 人	
合計	56 人	

※ 上記職員は原則、正規職員で想定。これに会計年度任用職員等の非正規職員を配置し、余裕のある勤務体制を構築する。

## 6. 施設整備

### (1) 施設整備のコンセプト

施設のあらゆる空間において「子どもの権利を尊重」することを基本コンセプトとしたうえで、以下の3点をコンセプトとし、施設整備を進める。

- 誰もが安心して気軽に訪問しやすい空間
- 利用者のプライバシー保護に配慮した空間
- 子ども、子育て世代(親)、子どもに係る支援関係機関・団体から様々な世代の市民まで、幅広い市民等にとって使える、学べる、過ごせる空間

また、あわせて以下の点についても配慮・工夫し検討を進める。

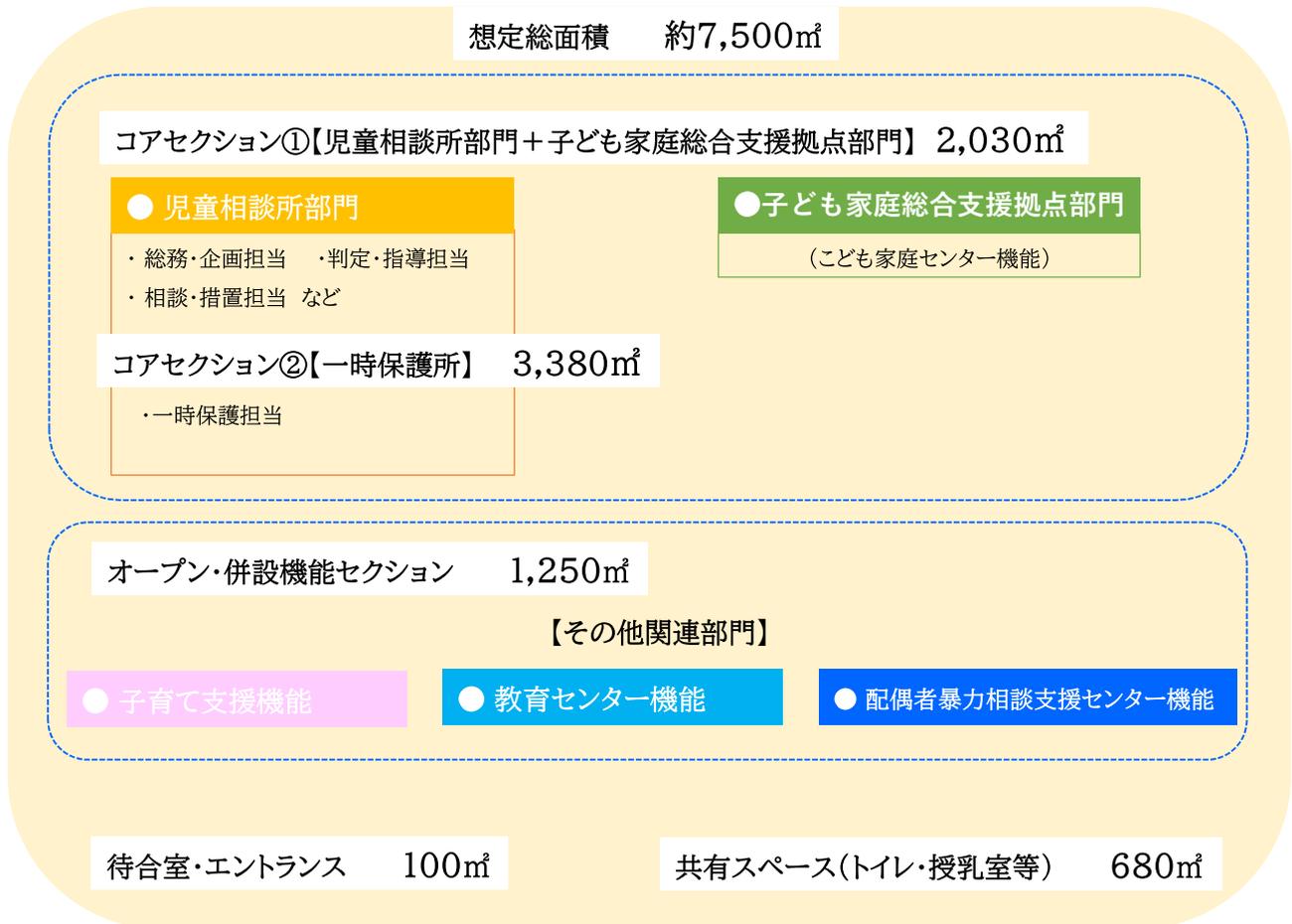
- 一時保護児童の安全とプライバシー保護を最優先事項とすること。
- 支援を必要とする子どもや保護者がストレスなく相談窓口アクセスできること。

幅広い子育て世代や市民が気軽に利用する場所と、利用者からのニーズに基づく支援を行う機関、場合によっては強い権限を行使する機関が同じ施設内に所在することになることから、必要に応じてゾーンを明確に分けるなど各セクションの配置について十分な考慮を行うことと、一時保護所への動線、相談窓口アクセスする動線、広く子どもや子育て世代、市民が利用する動線が交わらないように工夫するなどの配慮が不可欠である。

- 障害など多様な特性を持つ子どもやおとなが、不安やストレスなく過ごせる配慮  
(バリアフリーとユニバーサルデザイン)
- 働く職員が相互にコミュニケーションをとりやすく、業務量の縮減につながり、ストレス過多にならないような動線や空間、設備の工夫
- 組織変更や職員の増減に柔軟に対応できる工夫(可変性)

## (2) 施設規模

現時点の施設規模のイメージは下の図のとおり。今後、児童相談所の機能のあり方について、さらに検討を進める中で面積は変動する可能性があります。



※ 現時点での想定であり、今後の検討により具体化していきます。

各施設・機能の内訳については、以下のとおり。なお、諸室面積及び諸室構成については、現時点での想定であり、今後、基本計画・設計の検討の過程において決定していくこととなります。

区 分	部屋数	面積(㎡)	計
<b>■ コアセクション①【児童相談所部門＋子ども家庭総合支援拠点部門】</b>			
事務室・受付・給湯室等(職員 138 人が利用)	1	897	897
相談室(通常面接)	20	10	200
相談室(心理面接)	6	20	120
相談室(家族面談)	2	25	50
プレイルーム	2	30	60
グループルーム	2	30	60
キッズスペース	1	40	40
診察機能付き相談室(医師面接)	2	20	40
教室スペース	2	50	100
会議室(受理会議、事例検討、研究会用)	5	20	100
観察室	1	20	20
その他(OA ルーム、書庫、倉庫、当直室等)	1	200	200
子どもカフェ機能			140
<b>■ コアセクション②【一時保護所】</b>			

管理運営機能(事務室(職員 56 人が利用)・書庫・宿直室等)	1	600	600
幼児居室(※ 居室の面積の最低基準は、現在、幼児1人につき 3.3㎡以上。一室定員6人以下。)	2	25	50
幼児トイレ・浴室	1	15	15
幼児プレイルーム	1	30	30
児童居室(個室)(※ 居室の面積の最低基準は、現在、児童1人につき 4.95㎡以上。男子と女子の居室を別にすること。)	34	15	510
静養室	2	15	30
個別指導室	2	15	30
面接室	2	15	30
親子生活訓練室	1	50	50
共有スペース(談話室・プレイルーム)		250	250
浴室	7	20	140
個室トイレ	5	20	100
食堂・配膳室(厨房機能含む。)	1	200	200
学習室	1	100	100
医務室	1	30	30
体育館	1	500	500

その他(洗濯室・所持品保管庫・倉庫等)			710
■ オープン・併設機能セクション			
子育て支援機能			400
教育センター機能			400
多目的スペース			240
配偶者暴力相談支援機能			20
その他(倉庫等)			187
待合室・エントランス			100
共有スペース(トイレ、授乳室等)			675

### (3) 設置場所

東部地域仮設庁舎敷地

#### ① 敷地概要

所在地:東大阪市南四条町1-1

敷地面積:3,706.46 m<sup>2</sup>

都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等:都市計画区域内(市街化区域)

用途地域:第一種住居地域、近隣商業地域(西側一部)

#### ② 既存建物の概要

建築年次:昭和46年

構造:鉄筋コンクリート造

階 数:地上 5 階、塔屋

建築面積:1, 572.14㎡

延床面積:5, 469.43 ㎡

※ 今後、解体予定。

#### (4) 事業手法

整備に係る事業手法については、一般的な従来型手法(設計・施工分離発注方式)、設計・施工を一括で発注するデザインビルド型手法のほか、設計から施工、維持管理までの業務に民間の資金や技術力を活用する PPP/PFI 手法の事業手法が想定されます。

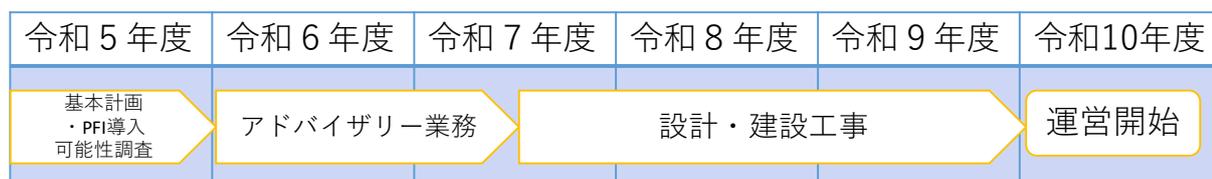
他の公共施設の整備同様、複合施設に係る整備の事業手法については、『東大阪市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針』に基づき、本市の公共施設等の整備等を効率的かつ効果的に進めることを目的として、民間との連携を図り、その資金、能力、ノウハウ等を取り入れることができるかを検討していく必要があります。『東大阪市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針』では、「整備等の事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業」は優先的検討の対象となっており、複合施設の整備についても対象事業となります。

このため、複合施設の整備手法については、今後、PPP/PFI 手法の導入を検討するため、基本計画の検討と併せて、PFI 等導入可能性調査を行い、総合的に判断していきます。

#### (5) スケジュール

令和 10 年 4 月の運営開始を目指し、施設の整備に向けて検討を進める。

##### ■ PFI の場合



##### ■ 従来型の場合

